

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「効率的且つ健全な企業経営を可能にするシステム」との基本的認識から、コーポレート・ガバナンスの充実に図り、株主の権利を重視するとともに、社会的信頼に応えるため、取締役及び監査役制度を軸として、経営の健全性の維持と透明性を確保していく所存であります。経営効率を高めるためのより強固な組織体制と内部統制の仕組みを構築し、役職者全員が高い倫理観を維持するとともに企業内容の積極的な開示、経営の公正性、意思決定の迅速化に取り組めます。また、企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係を目指し、企業価値を高めてまいります。

また、当社は、日頃の業務を適正に運営するための指針として「行動規範」を制定しております。

■デリカフーズ株式会社 行動規範

1. 目的

デリカフーズグループは、地球規模で考え“食”を通じて健康と環境を創造し、農業の発展に貢献する。この企業理念に基づき、役員・従業員の行動を通じて、これを実現することを目的とする。

2. 法令の遵守

法令を遵守し、立法の主旨に沿って公明正大な取引を行い、倫理観を持った健全な事業活動を行う。

3. 顧客との関係

市場における自由な競争のもとに、顧客の要望にかなう製品および商品を提供するとともに、深い理解と幅広い支持と信頼を得るために、正しい情報を的確に提供する。

4. 取引先との関係

公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

5. 株主の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主の理解と支持を得る。

6. 社会貢献

・農業の発展に貢献し、健全な製品、商品を提供し、人々の健康維持に役立たせる。

・環境問題に取り組み、健全な経営活動を行うとともに、農産物の消費が効率よく行われるようにし、資源・エネルギーを大切に扱う。

7. 政治・行政

政治・行政と健全かつ透明な関係を維持する。

8. 個人情報等の適切な管理

個人情報保護法を遵守し、個人情報を厳重に取り扱う。

9. 顧客情報等の適正な管理

顧客情報を適正に管理する。

10. 反社会的勢力および団体への対処

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たない。

11. 地域社会との共生

地域の発展と快適で安全な生活に資する行動に協力するなど、地域社会との共生を目指す。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、株主が議決権行使をしやすい環境を整備することの重要性は認識しておりますが、当社の株主構成における機関投資家および海外投資家の比率は相対的に低く、現時点ではインターネットによる議決権行使の採用や招集通知の英訳は行っておりません。今後は株主構成の推移に留意しつつ、必要に応じて導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社の株主構成における海外投資家等の比率は相対的に低く、現時点では英語での情報開示・情報提供は行っておりません。今後は株主構成の推移に留意しつつ、必要に応じて導入を検討してまいります。

【補充原則4-2-1 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定】

当社の経営陣への報酬は、業績や内部統制等に対する会社への貢献度の評価を柱とする評価制度に基づき算定しており、固定報酬とインセンティブ報酬から成り立っております。このうちインセンティブ報酬に関しては中長期的な業績と連動する要素を含んでおりますが、現金報酬と自社株報酬との割合等は特に設定しておりません。今後は会社の状況や役員の構成を考慮し、必要に応じて導入を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、平成27年6月開催の定時株主総会により独立社外取締役1名を選任し、取締役会事務局から独立社外取締役以外の取締役と同等の情報を適宜提供しております。独立社外取締役は取締役会において経営全般に関する広範な知見を活かして発言をしており、独立社外取締役に期待される役割を十分果たしております。なお、現在独立社外取締役は1名ですが、経済社会情勢や経営環境の変化に対応するため、今後は独立社外取締役の増員を含め、監査等委員会設置会社への移行等についても検討してまいります。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の経営陣・監査役との連携】

現在、当社の独立社外取締役は1名であり、筆頭独立社外取締役を選定しておりません。また独立社外取締役と経営陣との連絡・調整役は総務人事統括室が取締役会事務局としてその任を果たしております。現在、独立社外取締役とその他の取締役・監査役との関係は良好であり、取締役会での議論に支障が生じる恐れはありません。

なお、原則4-8で言及したとおり、将来社外取締役を増員したとき、または監査等委員会設置会社に移行したとき等は、筆頭独立社外取締役の選定を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社では、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ持続的な金融取引の維持等、当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合に、政策的目的により当該会社株式を保有することとしております。

保有する株式については、個別銘柄毎、定期的に保有の合理性を検証することとしており、検証により合理性が認められる銘柄は保有いたしますが、合理性が乏しいと判断される銘柄については売却することとしております。

議決権行使に当たっては、保有目的、取引関係、投資先企業の中長期的な企業価値向上等を踏まえ、様々な検討を十分に行ったうえで、総合的に判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者との取引を行う場合は、取締役会の決議事項と定めており、取締役・監査役・主要株主等が行う競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしているほか、取引の状況について取締役会に定期的に報告することとしております。

また、関連当事者間の取引の有無について、当社及び子会社を含む全ての役員、主要株主に対して事後的かつ継続的にチェックできるよう、毎年度末に「デリカフーズ株式会社及び連結子会社と関連当事者との取引に関する調査票」の提出を義務付けさせ、漏れがないよう万全をきしております。

加えて、関連当事者間取引について、会社法、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める規則等に従って開示することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社では、法令等に基づく適時適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、以下について主体的な情報発信に努めております。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念及び中期経営計画については、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

経営理念 <http://www.delica.co.jp/ir/management/>

中期経営計画 http://www.delica.co.jp/data/20120514_keikaku.pdf

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の総額(限度額)について、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、各取締役の役割、責任及び前年の業績に応じた報酬体系としております。なお、報酬額について、社外取締役及び社外監査役に詳細な報告を行い、客観的立場からの意見を求めています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任に当たっては、当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度等を考慮し取締役会で決定しております。

取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を選任し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。

特に社外取締役は、経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、また社外監査役は、高い専門性と独立性を活かした監査機能を通じて、取締役会の透明性を高めるとともに、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができ、企業価値の向上に貢献できる方を指名しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選任・指名については、株主総会招集ご通知の参考書類に個人別の略歴を記載しております。また、社外役員については、株主総会招集ご通知の参考書類に個々の略歴及び選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

業務執行の監督と経営上の重要事項の意思決定の機能を担う取締役会においては、「取締役会規則」に基づき、法令及び定款で定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。その他については、経営陣に委任し、取引・業務の規模や性質に応じて定めた「職務権限規程」に基づき経営にあたっております。

経営陣は委任された業務の執行状況、その他必要な情報を取締役会に報告することとしており、取締役会は、この報告等を通じて業務執行を監督しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所上場規程第436条の2に規定する独立役員であること、すなわち、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者)であり、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有する者を独立社外取締役として選任することとしております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社グループの事業特性および当社に最適なコーポレート・ガバナンス体制を考慮し、当社の取締役は各事業会社の代表取締役又は取締役を兼任することを基本方針としております。またこれに加え、各取締役はそれぞれ自身が担当する事業会社の経営に対して責任を負う一方、「営業」「仕入」「管理」等の管掌業務を有しております。管掌業務については、グループを横断して指揮をする立場であることから、志高く、事業に関する専門的な知見を有し、経営者たる力量を有する者を取締役候補者としております。

また、社外取締役については、独立性基準を満たすことを前提に、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス等に精通し、当社事業への理解がある方を選任することとしております。

なお、取締役候補者の選任手続に関しては、取締役会による審議において、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成される社外役員会議に助言を求めることとしております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

取締役、監査役及びそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社では、当社に最適なコーポレート・ガバナンスを構築するため、取締役会の実効性について定期的に分析・評価し、その結果の概要を開示いたします。

まず、平成28年3月期の取締役会全体の実効性の分析・評価を行うにあたり、社外役員を含めた全ての取締役及び監査役にアンケート方式の調査表を配布し、全員から回答を受けました。その集計結果を分析し、平成28年3月期の取締役会の実効性について、「取締役会の開催場所・

開催時期」、「開催頻度(毎月1回)」、「招集手続」、「取締役会資料の事前配布」、「取締役会の雰囲気(発言しやすい環境か、活発な議論が可能か)」及び「事業戦略の決定への参画」については、適切であったと評価いたしました。

一方、今後の改善や充実が望まれる事項として、主に「社外取締役の増員を含めた多様性」、「議題に対する選択肢の明示」、「取締役後継者育成計画のモニタリング」及び「社外役員に提供する情報の更なる充実」等が挙げられました。

これらを踏まえ、改善・充実が求められる事項に関しては、計画的に対処しつつ、取締役会の質を向上・維持することで実効性を確保してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

取締役、監査役及びそれらの候補者に求める人物像は、補充原則4-11-1に記載したとおりであり、常にその水準を保持するために必要なトレーニングを行うこととしております。具体的には、常に変化する経営環境に対応するため、コンプライアンスや法改正などの勉強会を年2回開催しております。

なお、社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の事業や業界の状況への理解が進むよう必要な情報提供を行うこととしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主・投資家を重要なステークホルダーの一つと考え、継続的な成長と中長期的な企業価値向上において建設的な対話を重視しており、常日頃から株主と積極的な対話を行い、双方の考えや立場について理解を深め、これを踏まえて適切に反映させることが重要であると考えております。

IR担当取締役、広報IR統括室は、株主・投資家が当社の経営方針や経営戦略等に対する理解を深めるための機会創出に努めております。具体的には年2回の決算説明会の開催、新聞社・IRコンサル会社・証券会社等が主催する個人投資家向け説明会へ参加するとともに、個別取材にも積極的に対応するよう努めております。

また、説明会等の際の質疑内容、アンケートによって得られた意見・懸念等を取締役会・経営陣幹部にフィードバックして情報を共有することにより、当社の今後の経営に活かしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
館本 勲武	1,132,800	15.46
館本 篤志	1,019,200	13.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	214,400	2.93
大崎 善保	125,000	1.71
小笠原 真清	107,200	1.46
岡本 高宏	100,100	1.37
杉 和也	100,000	1.36
野村 五郎	99,400	1.36
デリカフーズグループ従業員持株会	98,000	1.34
竹内 啓	68,800	0.94

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

当社は、自己株式108,502株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。また、割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎 弘之	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎 弘之	○	——	社外取締役尾崎弘之氏は証券会社において実務経験をもっていることに加え、大学院教授として、環境ベンチャーのマネジメント、再生可能エネルギー推進方法、大企業シニア雇用と地方創生のマッチング等を研究しており、ベンチャー経営、エネルギー・環境ビジネスの専門家としての長年の経験と知見により、経営監督体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在において神戸大学大学院教授及びフジッコ株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は、会計監査人の監査計画や監査の重点項目を確認するとともに、四半期ごとに当該計画の進捗状況及び監査結果等の報告を受けております。また、適宜、会計監査への立会い、意見交換を実施しており、会計監査人との緊密な連携の下に監査を行い、監査の実効性の向上を図っております。
- ・監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査部門は、内部監査の結果を監査役に報告することにより、監査役と問題点等を共有するほか、適宜、意見交換を行うことにより、緊密な連携を図っております。
- ・内部監査部門と会計監査人の連携状況
 内部監査部門は、会計監査人と内部統制上の問題や進捗状況などの報告や意見交換等により連携し、内部統制システムの維持と強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 清隆	弁護士													
森田 雅也	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			社外監査役田中清隆氏は弁護士であり、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

田中 清隆	○	——	当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在においてデミス総合法律事務所の所長及び株式会社ツノダの社外監査役を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
森田 雅也	○	——	社外監査役森田雅也氏は公認会計士であり、経理的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。 当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。また、同氏は現在においてライト税理士法人の代表社員及びジャニス工業株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社との間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所「独立役員の確保に係る実務上の留意点」を踏まえ、一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段のひとつとして、独立役員を3名選任しております。なお、当社の独立役員は、それぞれの専門的知見を経営に活かすため、月に一度意見交換会を開催し、情報の共有と意思疎通を図っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を付与しております。

デリカフーズ株式会社第2回新株予約権(平成24年6月28日開催の定時株主総会特別決議)
ストックオプションの内容

株式の種類及び付与数 : 普通株式 172,400株

付与日 : 平成24年7月31日

付与対象者の区分及び人数 : 当社取締役1名、当社子会社取締役5名、当社従業員3名、当社子会社従業員86名

権利行使価額 : 329円

権利行使期間 : 平成26年8月1日～平成29年7月31日

(注)1 平成25年4月1日付で1株につき2株の割合による株式分割を行ったことに伴い、株式付与数及び権利行使価額について調整されております。

(注)2 平成27年1月27日を払込期日とする一般募集による公募増資及び平成27年2月24日を払込期日とする第三者割当増資に伴い、権利行使価額について調整されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成28年6月23日現在におきましては、付与対象者は権利行使、人事異動及び退職により、次のとおりになっております。

デリカフーズ株式会社第2回新株予約権

当社子会社取締役 2名

当社子会社従業員 37名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

第13期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日)において、取締役を支払った報酬等の額は120,530千円であります。
(注) 上記報酬等の額には、社外取締役を支払った報酬等の額(1,350千円)を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の総額(限度額)について、取締役会の承認を経た上で、株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、各取締役の役割、責任及び前年の業績に応じた報酬体系としております。なお、報酬額について、社外取締役及び社外監査役に詳細な報告を行い、客観的立場からの意見を求めています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役・社外監査役と社内との連絡・調整にあたり、適確に情報の収集・提供を行う者として、総務人事統括室を選任しております。総務人事統括室は社外取締役・社外監査役で構成される社外役員会議の事務局として、適時各部門に情報や資料を求め、報告するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、その充実が図れるよう、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する企業統治の体制を採用しております。

1. 取締役会【取締役(6名): 社内取締役5名/社外取締役1名、男性5名/女性1名】

取締役会は、経営目標や経営戦略等重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。具体的には毎月1回の定例取締役会において、監査役の出席のもと、法令または定款に規定する事項の決議及び業務の執行状況等経営上の重要事項について、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、客観的・合理的判断を確保しつつ報告、審議、決議を行っております。

社外チェックの観点から、社外取締役1名を選任しており、業務の執行と一定の距離を置きながら、その客観性・独立性を活かして経営全般にわたる監督・助言を行うことにより、取締役の業務執行を監督する体制を構築しております。また、社外取締役がその役割を果たすために必要な情報の提供に努めるとともに、業務執行の担当取締役、執行役員、監査役並びに重要な使用人と適宜、意見交換を行うことができる体制を確保しております。

その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

2. 監査役会【監査役(3名): 社内監査役1名/社外監査役2名、男性3名/女性0名】

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。また、監査役は、業務執行の担当取締役及び重要な使用人から個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、社長、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行っております。

監査役制度の充実・強化を図るため監査役3名のうち、2名が社外監査役として経営監視にあたっており、社外チェックの観点から十分に機能する体制と判断しております。また、常勤監査役は取締役会をはじめとする主要会議への出席等により取締役会の業務執行及び監査計画に基づく事項をチェックしております。この3名の監査役によって効率的で実効性の高い監査体制を構築しております。

3. 会計監査人

会計監査人として仰星監査法人を選任し、監査役及び内部監査室と連携し会計における適正性を確保しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山崎清孝氏、岩淵誠氏であり、継続監査年数は7年以内であります。また、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、その他3名であります。

4. 内部監査体制

内部監査機関として社長直属の内部監査室を設置し、1名を配置しております。内部監査室は、不正・誤謬の防止、業務活動の改善向上等を目的として、内部牽制の有効性をモニタリングするとともに、内部統制及びリスク管理体制等の整備・運用状況を検証しております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、必要の都度情報交換をし、または会合を持ち、相互連携を図っております。

5. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、業務執行上の最高機関としての取締役会の実効性を重視しております。具体的には、取締役会は、月次決算に基づく会計計数をモニタリングするとともに、個別の業務遂行上の事項のうち重要なものについては、担当部門が取締役会に発議し、決議を得て実施することとしております。また、取締役を「全国総務経理会議」、「全国品質管理会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国分析開発会議」、「全国現場会議」の担当に任命し、それぞれのリスクを体系的に管理しております。さらに、法令遵守にかかる事項につきましては、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、監査役に法務、会計、税務の専門家を据えており、コンプライアンス・リスクの抑制に努める体制をとっております。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理は各担当取締役がこれを行い、担当取締役は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を定期的に取締役会及び全国経営会議(当社及び関係会社の全体的な会議)に報告することとしております。また、当社の常勤監査役は、子会社の監査役を兼任しており、子会社の取締役、執行役員並びに重要な使用人の職務が法令及び定款に適合しているかを監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを、経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社においては、社外チェックの観点から、社外取締役(1名)、社外監査役(2名)を選任しており、社外取締役は経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、社外監査役は高い専門性と独立性を活かした監査機能を発揮することにより、経営への監視・助言機能及びその客観性・中立性が確保されるものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知の発送及び開示の早期化に努めております。 第13回定時株主総会招集ご通知につきましては平成28年6月3日に早期発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えており、当社においては毎年株主総会集中日と予測される日を避け、開催日の設定を行っております。 第13回定時株主総会を平成28年6月22日に開催いたしました。
その他	株主総会において事業報告書をビジュアル化し、分かりやすく説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	新聞社・IR支援会社等が開催する個人投資家向け企業説明会・展示会に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算発表後、期末決算発表後に決算説明会を実施し、業績の説明、中期経営計画の進捗状況、今後の経営展開、食に関する動向、当社の取組み等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IR情報(IR資料室)」のページに決算短信、事業報告書、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。 URL http://www.delica.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報IR室 担当: 中村 寛菜	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、ステークホルダーとの円滑な関係の構築・維持のための指針として「行動規範」(詳細はI-1「基本的な考え方」をご参照ください。)を定め、経営陣が先頭に立って当社グループの全従業員に周知徹底し、事業活動倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全ての従業員が「野菜に感謝する」意識を持ち、製造・流通過程においてロスが出ないよう心がけております。また、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)を遵守し、廃棄物となってしまった食品を肥料などの資源として再生利用するよう推進し、環境保全に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主及び投資家等にとって当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報(非財務情報も含む)について、金融商品取引法その他法令及び東京証券取引所の適時開示規則等を遵守するとともに、正確で適切な情報を速やかに開示し、説明責任を果たすべく上場企業として、会社情報の適時開示に努めることとしております。 その他、株主をはじめとするステークホルダーに当社の理解を深めていただくため、法令等に基づく開示以外の情報につきましても、当社ホームページを通じて積極的に情報提供を行うこととしております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組みについて＞ 当社グループは仕事と育児の両立を重視しており、勤務時間や職種に配慮した専門の人事コースの設置しており、女性が安心して働ける環境を整備しております。その他にも、当社グループは、全社をあげて次世代育成支援対策推進法の「くるみんマーク」の取得に向けて活動しており、ワークライフバランスを意識しつつ、女性が活躍できる場を提供してまいります。 代表取締役社長をはじめ、当社グループの取締役のうち2名が女性となっております。従業員の女性管理職は9名で、職種を問わず女性の登用を積極的に進めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たすため、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定め、運用しております。

1) 内部統制基本方針

当社では、平成17年8月に「デリカフーズグループ行動規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則月1回開催し、取締役の業務執行状況の監督をするとともに、経営に関する重要事項について審議、決議する。
- ・取締役の職務権限、会議体の権能を明確化するため「職務権限規程」等の社内規程を定め、監査役や内部監査部門が定期的に確認する。
- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、必要事項を審議する。

3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
- ・電磁的記録媒体については「情報システム管理規程」に基づき管理し、情報流出を防止する。

4) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役は、リスク管理に対して取締役を「全国総務経理会議」、「全国品質管理会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国分析開発会議」、「全国現場会議」の担当に任命し、それぞれの事業リスクを体系的に管理する。
- ・大規模自然災害の発生を想定したBCP(事業継続計画)を制定し、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全従業員一体で危機管理及び被害防止に当たる。

5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- ・中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行う。
- ・執行役員制度を導入し、役割を分担することで取締役の員数を最小限に留め、取締役会での意思決定を迅速に行う。

6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理は各担当取締役がこれを行う。担当取締役は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を定期的に取締役会及び全国経営会議(当社及び関係会社の全体的な会議)に報告する。
- ・内部通報制度を当社と子会社共用のものとし、通報先も当社担当部門と顧問弁護士の二系統とし有効性を担保する。
- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき子会社に定期的に監査を実施する。リスクを評価し必要に応じて是正の勧告を行う。また、監査結果を当社の代表取締役に報告する。
- ・当社の常勤監査役は、子会社の監査役を兼任することで子会社の取締役等及び使用人の職務が法令及び定款に適合しているかを監査するものとする。
- ・子会社の取締役の職務の執行の効率を確保するため、子会社の取締役会に一定の権能を持たせることで子会社の自主性を尊重する一方、重要案件については当社取締役会への事前承認または報告を要する体制を構築する。

7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役から職務を補助すべき使用人を求められた場合には、常勤監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置する。

8) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役が職務を補助すべき使用人を設置した場合、その職務は専任とし、監査役のみの指示に従って監査役の職務の執行を補助する。
- ・当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保する。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、監査役に報告するものとする。
- ・当社の業務又は業績に影響を与える可能性のある重要な事項、またはコンプライアンス上重要な事項は、監査役に都度報告するものとする。
- ・当社の取締役並びに使用人及び子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に都度に報告するものとする。

10) その他監査役がその職務を補助的に行われることを確保するための体制

- ・監査役のうち半数以上を社外監査役とし、取締役に対する独立性を強化する。
- ・監査役は重要な社内会議に出席し、いつでも議事録や稟議書といった重要書類を閲覧することができるものとする。
- ・監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ・監査役に報告を行った者が、報告を行ったことを理由としたいかなる不利益取り扱いを受けない体制を構築する。
- ・監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、代表取締役、内部監査部門、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

11) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る事項

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の処理は、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との一切の関係を遮断している現状を維持し、新規取引開始においては細心の注意を払っております。また、平成25年9月9日に「反社会的勢力に対する宣言文」を制定し、同時に「反社会的勢力対応規程」を全てのグループ会社で規程化し、全従業員に周知徹底しております。なお、本規程では反社会的勢力に対する具体的対応要領を規定しており、これらに基づき次のとおり反社会的勢力排除

の体制を整備し対応しております。

(a) 主管部署である総務人事統括室は、反社会的勢力への対応要領、その他反社会的勢力に関する情報共有等を目的として、必要に応じて社内教育を実施するとともに、当社の関係会社に対し、反社会的勢力排除に関する規程を遵守するよう求め、必要に応じて体制整備のための指導・監督を行っております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する体制の整備状況について関係会社より報告を受けるようにしております。

(b) 当社グループ各社の新規取引開始においては、営業部門による調査申請に基づき、各社の総務部門において当該取引先候補が反社会的勢力に該当するか否か調査を行っております。また取引開始後であっても、取引先が反社外的勢力に該当するとの疑いが発生した場合は、当該取引先について反社会的勢力に該当するか否か調査を行っております。

(c) 反社会的勢力との関係排除について、従業員研修の実施等により周知徹底を図っております。また、所轄警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、積極的に参加しており反社会的勢力排除意識の徹底と情報収集にも努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

しかしながら、株主から負託された当然の責務として、当社株式の異動状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者等が現れた場合には、社外の専門家を含めて調査・検討し、速やかに最も適切と考えられる対応を行うこととしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制について＞

当社は、株主及び投資家等にとって当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報について、金融商品取引法その他法令及び東京証券取引所の適時開示規則等を遵守するとともに、正確で適切な情報を速やかに開示し、説明責任を果たすべく上場企業として、会社情報の適時開示に努めております。

当社では、会社情報の適時開示について、経理財務統括室を専任部署とし、以下の体制により行っております。

当社及び当社子会社の会社情報は、各社各部門責任者から、情報取扱責任者である経理財務統括室長、総務人事統括室長に報告することにより、集約・管理しております。

集約した会社情報は、金融商品取引法その他法令及び東京証券取引所の適時開示規則等に基づき、適時開示の必要性について審査を行い、その結果を付して取締役会等に付議し、開示の最終決定を行います。

開示が決定された情報については、合理的かつ最善の方法により、速やかに所定の開示手続きを行います。また、開示情報については各種報道機関への伝達とともに当社ホームページに掲載するなど株主及び投資家等が取得し易い措置を施しています。

その他、開示後のフォローアップとして外部からの問い合わせについては、広報IR室が統括窓口として、その対応を行うこととしております。

適時開示事項を含む内部情報については、全グループに適用される「インサイダー取引防止規程」においてその取り扱い方針を定めております。また、インサイダー取引規制を含めたコンプライアンス教育を適宜行うなど、適時開示情報の取り扱いに充分配慮するよう、周知徹底に努めております。

